

新型コロナウイルス感染症と出席停止について

新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法に基づく基準によって、他への感染のおそれのある間は登校できません。出席停止期間は下記のとおりです。期間が短縮されることはありません。

- (1) 出席停止となるのは、医師の診断により陽性が判明した方が対象です。
- (2) 期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」が基準です。
※発症した日を0日とし、翌日から5日数えます。

- (3) 登校再開後も、発症から10日を経過するまではマスクの着用を推奨します。

治癒後に登校を再開する際は、以下の「罹患届」を記入し、担任に提出してください。医師の証明は不要です。

副校長	保健室	教務部	担任

新型コロナウイルス感染症 罹患届

東京都立本所高等学校長 殿

令和 年 月 日 (登校初日)

保護者氏名 _____ 印

年 組 番 生徒氏名 _____

令和 年 月 日 () に医療機関を受診したところ、新型コロナウイルス感染症と診断されましたので療養しました。本日より登校します。

療養期間 (早退含む) : 月 日 () ~ 月 日 ()

(発症した日 : 月 日 ()

(軽快した日 : 月 日 ()

受診した医療機関名 : _____

医療機関住所 : _____ 区 (市)